

令和3年度農作業臨時雇用標準賃金

農業委員会では、農繁期等で臨時的に雇用する場合の目安となるよう「農作業臨時雇用標準賃金」を定めています。

◇ 農作業臨時雇用標準賃金

区分		金額（日当：円）
一般	重作業	8,350
	軽作業	7,830
高校生		6,970
耕起代かき（10a）		18,380～20,410

◇ 重作業

- 危険を伴う作業（脚立使用での作業、ハウスのビニール掛けなど）
- 農機具を使用する作業（刈払い機、トラクター、管理機、SS、動噴使用での消毒、抜根整地など）
- 技術を伴う作業（剪定、棚掛け及び撤去）

◇ 軽作業

- 幅広い年齢層で男女を問わない作業
（立カンナ等での除草、ジベ付け、傘掛け、摘粒、野菜の植え付け・収穫及び管理など）

◇ お問い合わせ先

甲州市農業委員会
事務局 農林振興課農地担当 電話 32-5092